

## 長野市資源回収報奨金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、廃棄物処理量の減少を図るため、再生利用可能な物（古紙類、缶類、布類及び瓶類をいう。以下「資源」という。）の回収を行った団体に対し、報奨金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(報奨金の交付対象団体)

第2 報奨金の交付対象となる団体は、次の各号に掲げる要件を満たし、第3の規定により市に登録された団体で、回収した資源を売却その他の方法により、資源回収業者等（以下「業者」という。）に引き渡したものとする。

- (1) 市内に居住し、又は通勤し、又は通学する者で組織する団体であること。
- (2) 営利を目的としない団体であること。

(団体の登録)

第3 報奨金の交付を受けようとする団体は、毎年度資源の回収を行う前に長野市資源回収団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）の代表者は、登録した内容に変更が生じたときは、長野市資源回収団体登録事項変更届（様式第2号）を速やかに市長に届け出るものとする。

(報奨金の額等)

第4 報奨金の額は、業者に引き渡した資源1キログラムにつき次の表に掲げる額とする。

区分	報奨金の額
雑誌	6円。ただし、業者が有償で引き取っている場合は、6円に1キログラム当たりの業者の引取額（2円を超える場合は、2円）を加えた額
段ボール	6円。ただし、業者が有償で引き取っている場合は、6円に1キログラム当たりの業者の引取額（1円を超える場合は、1円）を加えた額
布類	6円。ただし、業者が有償で引き取っている場合は、6円に1キログラム当たりの業者の引取額（3円を超える場合は、3円）を加えた額
その他の資源	6円

2 資源の重量の算定方法については、別に定める。

(報奨金の交付申請)

第5 登録団体の代表者は、報奨金の交付を受けようとするときは、長野市資源回収報奨金交付申請書（資源物回収引取伝票）（様式第3号）を、資源を業者に引き渡した日の属する月の翌月の5日まで（資源を業者に引き渡した日の属する日が3月である場合は同月31日まで）に市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により登録団体が交付申請できる範囲は、第3の規定により登録を受けた年度において実施した資源回収に係るものとする。

(報奨金の交付)

第6 市長は、第5の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、報奨金の交付の可否及び額を決定し、報奨金を交付するものとする。

(報奨金交付の取消し等)

第7 市長は、登録団体が虚偽の申請その他不正な行為をしたと認められる場合は、当該登録団体の登録を取り消し、報奨金を交付せず、又は交付した報奨金の返還を命ずることがある。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成3年7月17日告示第107号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成3年度分の報奨金から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の長野市資源回収報奨金交付要綱の規定に基づき存する用紙は、改正後の長野市資源回収報奨金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成6年5月16日告示第100号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成6年度分の報奨金から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の長野市資源回収報奨金交付要綱の規定に基づき存する用紙は、改正後の長野市資源回収報奨金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成9年5月22日告示第164号)

この要綱、告示の日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日告示第65号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市資源回収報奨金交付要綱の規定は、平成10年度分の報奨金から適用する。

附 則 (平成11年4月9日告示第130号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市資源回収報奨金交付要綱の規定は、平成11年度分の報奨金から適用する。

附 則 (平成13年3月30日告示第114号)

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月2日告示第136号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月16日告示第106号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日告示第98号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第 119号）  
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第 109号）  
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第3関係）

長野市資源回収団体登録申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

フリガナ

団 体 名

住 所

フリガナ

代表者氏名

印

連絡先（電話）

長野市資源回収報奨金交付要綱第3第1項の規定により、次のとおり団体を登録したいので申請します。

実 施 主 体	自治組織・環境美化推進会・育成会・学校・PTA・老人会・公民館・その他（ ）		
実 施 範 囲		参加世帯数	世帯
回 収 場 所	リサイクルハウス・公民館等・学校等・ごみ集積所・その他（ ）※地図添付		
実 施 計 画 （番号を丸で囲み 必要事項を記入し てください。）	1 週 _____ 回（	※曜日等を記載）	
	2 月 _____ 回（		
	3 年 _____ 回（		
	4 そ の 他（		
回 収 方 法	（具体的に）		
資 源 回 収 実 施 の 周 知 方 法	（具体的に） ※回覧物等を添付		
回 収 品 目	古紙類	缶類	布類 瓶類
回 収 業 者	（名称）	（品目）	（名称） （品目）
	（名称）	（品目）	（名称） （品目）
実 務 担 当 者 （代表者に代わり 実務を行う方が いる場合に記入 してください。）	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	連絡先（電話）		

様式第2号（第3関係）

長野市資源回収団体登録事項変更届

年 月 日

（宛先）長野市長

フリカゝナ

団 体 名

住 所

フリカゝナ

代表者氏名

㊞

連絡先（電話）

登録した内容に変更が生じたので、長野市資源回収報奨金交付要綱第3第2項の規定により届け出ます。

	変 更 前	変 更 後
団 体 名	フリカゝナ 団体名	フリカゝナ 団体名
代 表 者	住 所 フリカゝナ 代表者氏名 連絡先（電話）	住 所 フリカゝナ 代表者氏名 連絡先（電話）
実 施 範 囲		
回 収 場 所	リサイクルハウス・公民館等・学校等・ ごみ集積所・その他（ ）	リサイクルハウス・公民館等・学校等・ ごみ集積所・その他（ ） ※地図添付
実 施 計 画 （番号を丸で囲み 必要事項を記入し てください。）	1 週 ____回（ ） 2 月 ____回（ ） 3 年 ____回（ ） 4 そ の 他（ ）	1 週 ____回（ ） 2 月 ____回（ ） 3 年 ____回（ ） 4 そ の 他（ ）
回 収 方 法	（具体的に）	（具体的に）
回 収 品 目	古紙類 缶類 布類 瓶類	古紙類 缶類 布類 瓶類
回 収 業 者	（名称） （品目） （名称） （品目） （名称） （品目） （名称） （品目）	（名称） （品目） （名称） （品目） （名称） （品目） （名称） （品目）
実 務 担 当 者	住 所 フリカゝナ 氏 名 連絡先（電話）	住 所 フリカゝナ 氏 名 連絡先（電話）

※ 変更事項について記入してください。

様式第3号（第5関係）

長野市資源回収報奨金交付申請書  
（資源物回収引取伝票）

年 月 日

（宛先）長野市長

団 体 名  
住 所  
代表者氏名 ⑩  
連絡先（電話）

下記伝票のとおり資源回収を行ったので、次の口座へ報奨金を交付してください。

金融機関名 銀行・信用金庫・農協・信用組合 支店・支所  
口座の種類 普通・当座 口座番号  
フリカゝナ  
口座名義

記

資源物回収引取伝票（引取日 年 月 日）					
団体名		住 所 業者名 氏 名 ⑩			
品 名	重 量	単 価	金 額		
古 紙 類	新 聞	kg	円	円	
	雑 誌	kg	円	円	
	段 ボ ー ル	kg	円	円	
	牛 乳 パ ッ ク	kg	円	円	
	そ の 他 ( )	kg	円	円	
缶 類	ス チ ー ル 缶	kg	円	円	
	ア ル ミ 缶	kg	円	円	
布 類		kg	円	円	
瓶 類	1 . 8 リットルを超える瓶	本	円	円	
	1 . 8 リットル 瓶	本	円	円	
	ビ ー ル 大 瓶	本	円	円	
	そ の 他 ( ) 瓶	本	円	円	
合 計				円	